

■その実態は？船橋市議会の政務調査費！

去る 6 月 14 日付の新聞各紙県内版に、現・元船橋市議に対する政務調査費の支出について、地方自治法に照らし一部違法・不当なものがあったとする報道がなされました。政務調査費は、現在条例に基づき各議員（あるいは会派）に月額 8 万円が支給され、市政にかかる調査研究にかかる費用に対し充てることとされていますが、一部議員の使途に問題があるとして監査請求がなされていたものです。監査の結果、カーナビ購入や出身地への視察、後援会会合での飲食代などについて、政務調査にかかる費用としては認められないとして、支払われた政務調査費を返還するように市から当該議員へ請求を行うよう、市長に勧告がなされました。（全文は船橋市ホームページ内「市政・行政情報」>「監査」の項目から入手可能です）

政務調査費については、昨年来各地の地方議会にて問題が発覚し、議論となっているところですが、私の率直な感想を書かせていただくと、このようなものをあえて政務調査費として支出を求めた各氏の感覚に疑問を呈せざるを得ないところですが、使途の限られている政務調査費を用いずに、月々支給される報酬から（つまり自腹で）支払うべきだったのに、と思うのですが・・・

この一事をもってして、議員がみな政務調査費を不当に使っているとの印象を、市民の方にもたれてしまうことを大変危惧しています。ちなみに私はまだ支払申請をしていませんが、この議会報告を年数回、15000 部程度作成・配布（ポスティングおよび郵送）する予定としており、これだけでも各回 10～20 万円はかかってしまいそうです。当然ながら、他の活動経費も含め不足する分は自己の報酬から支払うこととなります。

議会内では、制度改革のための特別委設置や、さらなる調査のための監査請求なども議論されましたが、私は現在の制度に問題があるのではなく、改めて各議員がその費用の使途について、充分留意していけばよいだけのことと考えます。船橋市議会は制度導入の当初から、すべての領収書の添付と情報公開を義務付けており、制度が適切に機能した結果として今回、不適当な支出が不適当なものとして明らかになったといえるのではないのでしょうか。

監査委員による勧告の中には、さらなる詳細な使途基準策定の検討なども含まれていましたが、使途や上限額などをあまりに詳細に規定することは、議員の活動を制約することにもつながりかねません。むしろ必要なのは、その費用を使ってどのように活動したのか、という結果の報告（活動の公開）の徹底であり、それをもって有権者の審判を仰ぐべきではないのでしょうか。

使途について全面的に公開している以上、その支出が適切かどうかの最終的な判断は市民の方に委ねられています。すなわち、今回のような監査請求や 4 年ごとの選挙で判断をくだされることになるでしょう。（失礼ながら、今回問題とされた支出を行った方の多くが先の選挙で議席を失われていることは、このことを如実に物語っているのではないのでしょうか。）

いずれにせよ、議員は公費をもって活動を行っているとの自覚を決して失ってはならないと、改めて自戒するところです。

船橋市議会政務調査費の交付に関する条例（抜粋）

第 5 条 議員に対する政務調査費は、基準日に在職する議員に対して、月額 8 万円を交付する。

第 6 条 会派又は議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとする。

第 7 条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者又は議員は、別に定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）に領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面。以下同じ。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

政務調査費の使途基準

- 1 研究研修費 会派又は議員が研究会又は研修会を開催するために必要な経費及び会派に所属する議員又は議員が他の団体の開催する研究会又は研修会に参加するために要する経費
- 2 調査旅費 会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な国内外の先進地調査又は現地調査に要する経費
- 3 資料作成費 会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
- 4 資料購入費 会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
- 5 広報広聴費 会派又は議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、啓発するための経費並びに会派又は議員が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費
- 6 会議費 会派又は議員の各種会議に要する経費
- 7 人件費 会派又は議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
- 8 事務費 会派又は議員の行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費

■ホームページをご覧ください

日色健人 Official Web Site では、駅頭で配布している「船橋の論点」を掲載しているほか、活動ブログを日々（？）更新しています。

お時間のあるときにぜひ一度ご覧ください。アドレスは

<http://www.taketo2784.net> （タケトフナバシ ネット）です。

検索サイトで日色健人と入力いただいてもたどりつけます。